

○只見町産業振興対策事業補助金交付要綱

平成27年4月17日

訓令第17号

(目的)

第1条 町は、産業振興基本構想に基づき産業の振興を図るため、次の事業を行う者に対し、只見町補助金等の交付等に関する規則（以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付する。

(事業)

第2条 この要綱で行う事業は、次のとおりとし事業主体、事業内容、助成措置については別表による。

- (1) 産業おこし支援対策事業
- (2) 6次産業起業家応援事業
- (3) 起業・創業支援事業
- (4) その他町長が特に認めた事業

(補助金交付の申請)

第3条 規則第4条第1項の申請書は様式第1号によるものとし、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。ただし、前条第3号については、申請期限を設けることとし、その期限を「特定創業支援事業」を受けた者として、町が証明書を発行した翌年度限りとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）

(補助金の交付の決定)

第4条 補助金の交付申請があったときは、速やかに第5条に規定する只見町産業振興対策事業補助金交付審査会においてその内容を調査検討し決定する。

(審査会)

第5条 第4条の規定による審査を行うための只見町産業振興対策事業補助金交付審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会に委員長を置き、副町長をもって充てる。
- 3 審査会の委員は次のものをもって充て、町長が委嘱及び任命する。
 - (1) 只見町商工会事務局長
 - (2) 会津よつば農業協同組合只見支店長

(3) 総務企画課長

(4) 農林建設課長

(5) 交流推進課長

4 委員の任期は一年とし、再任することができる。ただし、委員がかけた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会の会議等)

第6条 審査会の会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の2分の1の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

5 委員長は、会議の結果を町長に報告する。

(事業計画の変更)

第7条 規則第6条第1項の規定に基づき、町長の承認を受けようとする場合は補助事業計画変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(事業実績の報告)

第8条 規則第14条に規定する通知を受けた者は、事業が完了したときは、規則第13条第1項の規定に基づきその事業の成果を記載した事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了後30日以内に町長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第6号）

(2) 収支精算書（様式第7号）

(3) 起業・創業報告書（様式第8号）（※起業・創業支援事業を実施した場合、起業・創業日以降速やかに提出しなければならない。）

2 前項で事業実績報告書を提出した者は、事業完了後の継続報告として、継続実績報告書（様式第9号）を事業完了後から5年間、毎年度末までに町長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により町長が認める場合は、この限りでない。

(補助金の請求及び支出)

第9条 補助金の支出は、補助事業が終了した後に補助金交付決定を受けた者の請求により行うものとする。

2 規則第14条に規定する通知を受けた者は、補助事業が完了した後に前条の実績報告書

とあわせて補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（会計帳簿等の整備）

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金等の収支状況を記載した会計帳簿、その他の書類を整備し10年間保存しておかなければならぬ。

（書類の提出）

第11条 町長は、補助金に係る予算執行の適正を期するために必要があるときは、当該者に対し、この要綱に規定する書類のほか必要な書類の提出を求めることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 只見町産業振興対策事業補助金交付要綱（平成15年只見町訓令第3号）及び只見町6次産業起業家応援事業補助金交付要綱（平成25年只見町訓令第1号）は廃止する。ただし、平成27年3月31日までにされた補助金の交付申請については、なおその効力を有する。

附 則（平成28年5月13日訓令第17号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行し、平成28年3月1日から適用する。

附 則（平成29年3月31日訓令第19号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月14日訓令第31号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成29年7月1日から適用する。

附 則（平成30年3月16日訓令第6号）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令において、第2条(3)起業・創業支援事業については、事業期間を平成34年3月31日限りとし、事業期間内の各年度において補助金に係る予算が成立した場合、該当各年度の予算に係る補助金にも適用するものとする。

附 則（平成30年3月30日訓令第12号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日訓令第11号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業名	事業主体	事業内容	助成措置
産業おこし支援対策事業	個人、生産組合、任意団体、集落、法人等	農業振興事業 林業振興事業 水産業振興事業 商工観光振興事業 地産地消関連	補助限度額70万円 補助率 70%以内
		体験交流型農業（簡易宿所営業のための飲料水等滅菌装置購入設置を含む）	補助限度額80万円 補助率 80%以内
6次産業起業家応援事業	個人、生産組合、任意団体、集落、法人等	加工品開発事業 加工施設・機械整備 販売施設整備事業 提供施設整備事業	補助限度額100万円 補助率 80%以内 補助限度額100万円 補助率 70%以内
起業・創業支援事業	個人、法人	起業・創業設立準備及び施設整備事業	補助限度額100万円 補助率 70%以内
その他特認事業	個人、生産組合、任意団体、集落、法人等	町長が特に認めた場合	補助限度額70万円 補助率 70%以内
補助対象経費の内訳			
備品購入費、原材料費（資材等）、機械借上料、賃金、研修講師等の報償及び旅費、委託料、視察研修旅費、印刷製本費、修繕費、工事費、その他町長が特に認めたもの（※役務費、消耗品費は対象外とする）。			
<起業・創業支援事業のみ追加>宣伝広告費、法人登記費			
※税金その他公共料金未納者は対象外とする。			
※過去に同補助金交付を受けている者は対象外とする。			
※起業・創業支援事業を実施する場合、只見町商工会が実施する創業支援塾を受講し、「特定創業支援事業」の証明書交付を受けた者であること。			
※起業・創業支援事業の対象事業は、創業支援事業計画に基づく創業支援事業とする。			

様式省略